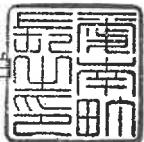


愛町発第 784 号  
令和 7 年 10 月 21 日

愛南町国民健康保険運営協議会  
会長 上原 京子 様

愛南町長 中村 維伯



愛南町国民健康保険税の適正化について

のことについて、貴協議会の意見を伺いたく、国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、諮問いたします。

## 諮詢書

### 諮詢理由

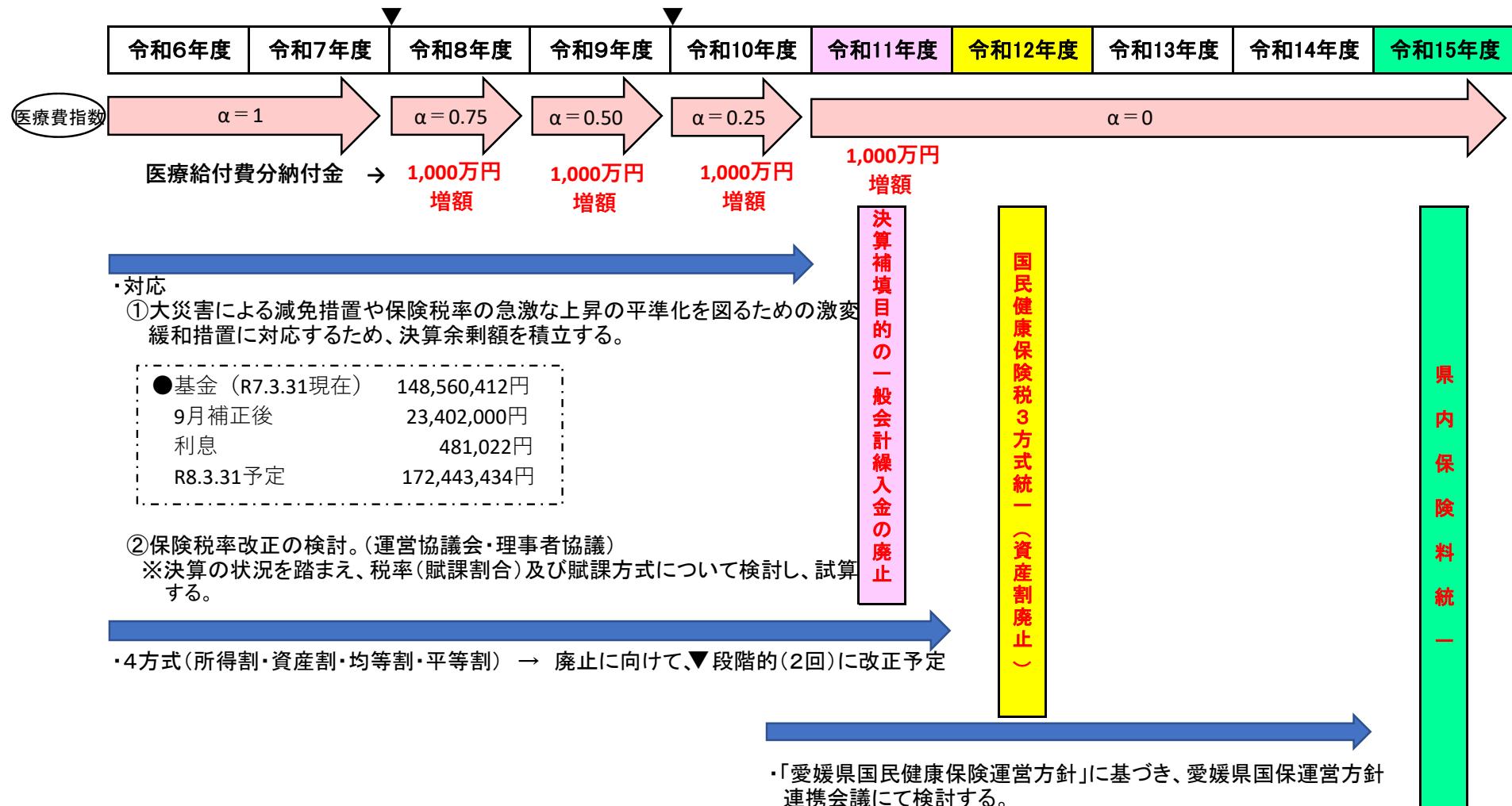
愛南町国民健康保険特別会計は、被保険者の高齢化と医療の高度・高額化による医療費の増大、長引く経済不況による国民健康保険税収の減少などにより、赤字補填目的の一般会計からの繰入金に依存し、不採算性が慢性化しています。また、令和4年度決算において、国が示した「削減・解消すべき赤字」が生じ、当該赤字発生年度である翌々年度（令和6年度）予算ベースで赤字の解消が見込まれなかつたため、令和5年度に愛媛県に対し「赤字削減・解消計画書（令和6年度から令和11年度）」を策定、提出しているところです。

しかしながら、令和6年度決算では大幅に赤字額が縮小し、さらには、令和7年度において、所得の増加による国民健康保険税収の増額が見込まれ、一般会計からの法定外繰入が不要となり、本会計自体が黒字に転ずる見込みです。

このような状況を踏まえ、今後の医療の高度・高額化や被保険者の高齢化を鑑みたうえで、財政運営主体である愛媛県から、国民健康保険運営方針に基づく「保険料水準の統一」に向けたロードマップにおいて示されている、①令和11年度からの赤字補填目的の一般会計繰入金の完全廃止、②令和12年度からの国民健康保険税の所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から資産割を廃止し3方式に統一、③令和15年度からの県内保険料統一に沿った、国民健康保険税の適正化について諮詢します。

尚、前回答申（令和5年2月6日）における、国民健康保険税の数年をかけての段階的な引き上げについては、近年の物価高騰の影響を鑑み、被保険者の生活負担を考慮した結果、見合わせているところです。

## 「保険料水準の統一」に向けたロードマップ



令和7年度  
第2回愛南町国民健康保険運営協議会  
諮詢に関する説明資料

## 目次

1.本町の状況 P1 ~ P6

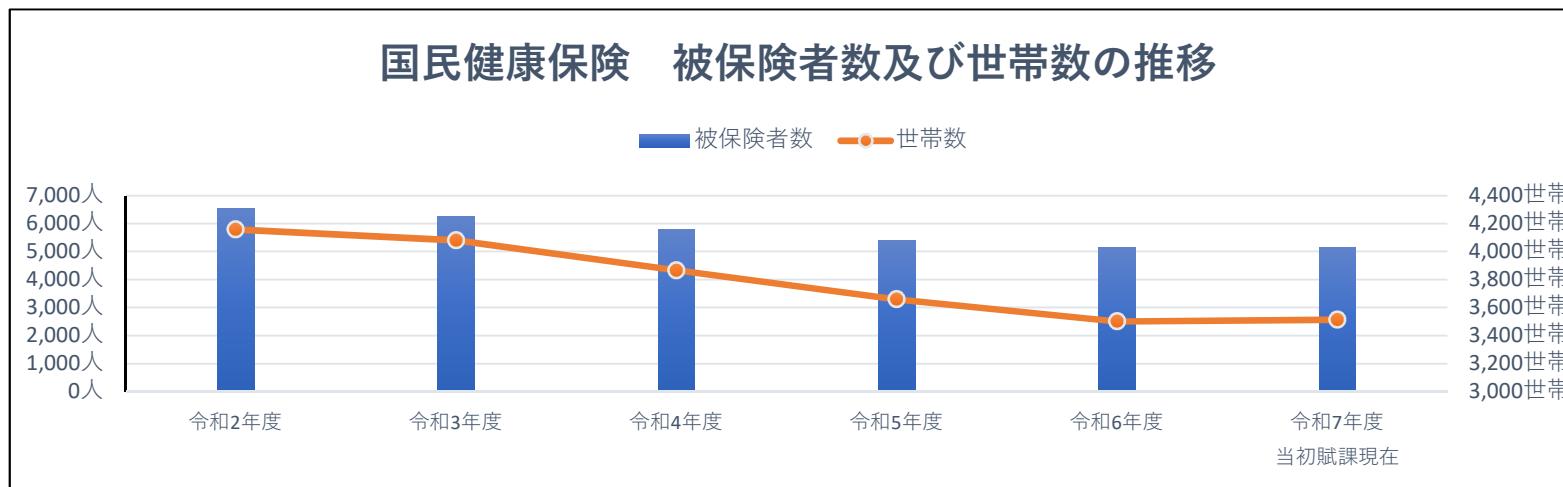
2.資産割の廃止に向けて P7 ~ P17

## 1.本町の状況

### (1)被保険者数と世帯数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 当初賦課現在
被保険者数	6,536人	6,267人	5,795人	5,408人	5,144人	5,133人
世帯数	4,158世帯	4,081世帯	3,865世帯	3,659世帯	3,502世帯	3,514世帯

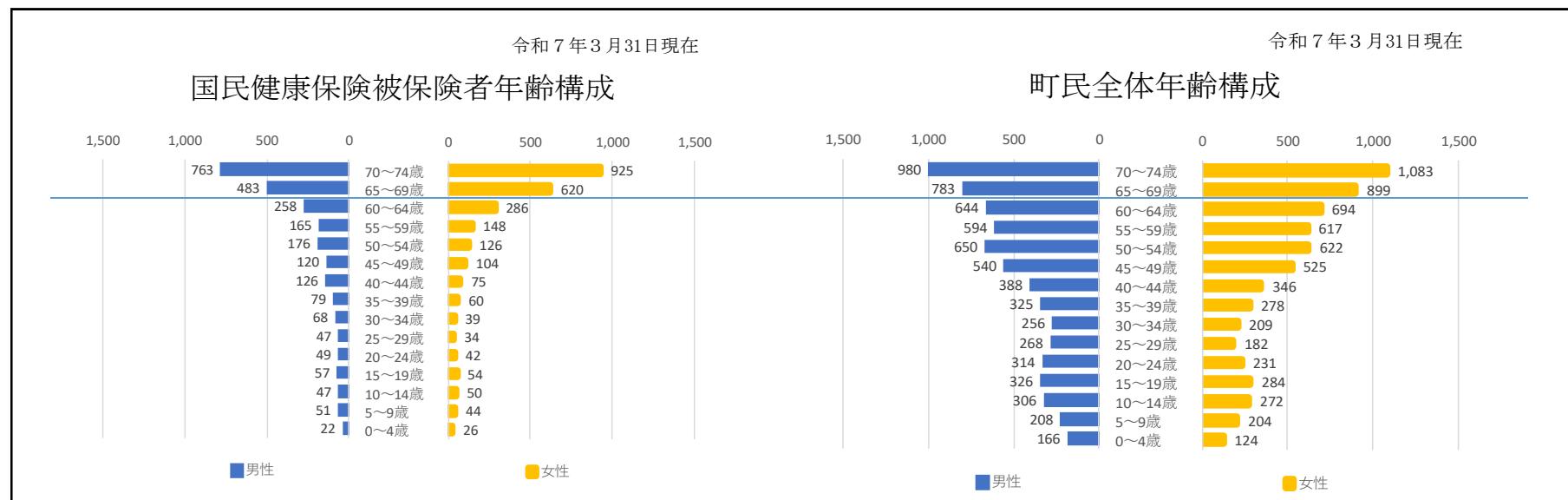
近年、国民健康保険の被保険者数・世帯数は、町全体の人口減少に伴う被保険者の減少に加え、今後、被保険者の高齢化により後期高齢者医療制度に移行することから更なる減少が見込まれます。



(2)被保険者の年齢構成割合の推移(年度末現在)

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 当初賦課現在
0～14歳	4.9%	4.8%	4.9%	4.5%	4.7%	4.5%
15～39歳	10.3%	10.4%	9.9%	10.2%	10.3%	10.2%
40～59歳	19.7%	19.6%	19.7%	19.9%	20.2%	20.4%
60～64歳	11.9%	11.3%	11.1%	10.8%	10.6%	11.0%
65～74歳	53.2%	53.9%	54.4%	54.6%	54.2%	53.9%

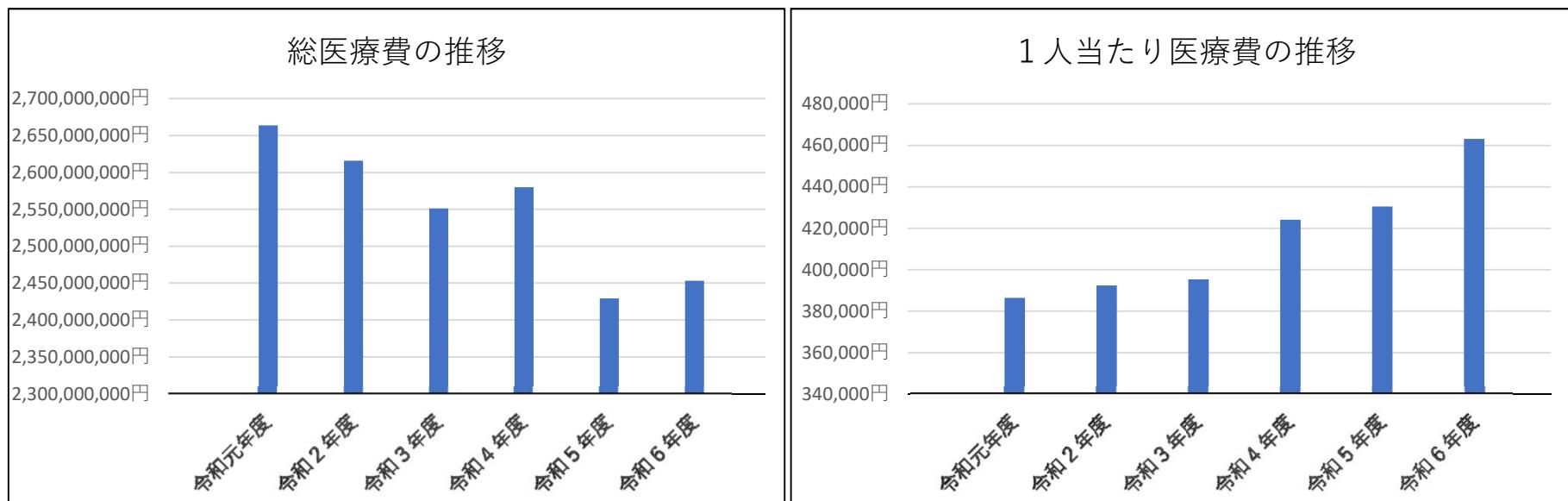
被保険者の内、高年層が高い割合で推移しており、**60歳以上の被保険者が全体の65%程度を占めています。**また、特に65歳以上の前期高齢者の被保険者が増加傾向にあり、全体の半数以上を占めています。



(3) 総医療費と1人当たりの医療費の推移(年度末現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総医療費	2,664,000,000円	2,616,000,000円	2,551,000,000円	2,580,000,000円	2,429,000,000円	2,453,000,000円
1人当たり医療費	386,488円	392,472円	395,425円	424,185円	430,520円	463,092円

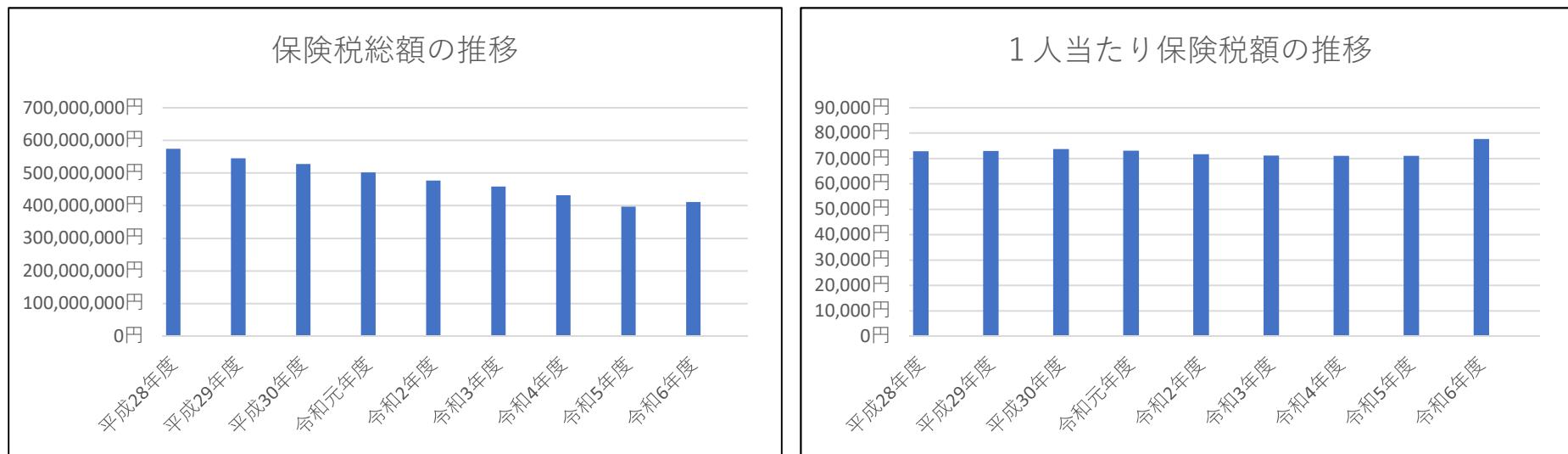
総医療費は令和5年度までは被保険者の減少に比例して減少傾向となっていましたが、令和6年度は被保険者が減少しているにもかかわらず、総医療費は増加となっています。これにより1人当たりの医療費は増加しており、**今後も高齢化や医療の高度化等により、この傾向は継続すると考えられます。**



(4) 保険税総額と1人当たりの保険税額の推移(年度末現在)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険税総額	574,000,000円	545,000,000円	528,000,000円	502,000,000円	477,000,000円	459,000,000円	432,000,000円	397,000,000円	411,000,000円
1人当たり保険税額	72,855円	72,939円	73,734円	73,050円	71,738円	71,184円	71,052円	71,071円	77,686円

保険税総額は令和5年度までは被保険者の減少に比例して減少しており、また、1人当たりの保険税額は保険税率を据え置いているため、ほぼ横ばいとなっていましたが、令和6年度においては、被保険者における所得割対象額の増大により税収増となっています。



(5)県内他市町との医療費の比較

愛南町1人当たり総医療費

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	久万高原町	481,385円	四国中央市	461,385円	四国中央市	478,481円	久万高原町	512,265円
2	四国中央市	454,195円	久万高原町	454,496円	伊予市	472,519円	四国中央市	505,432円
3	東温市	441,842円	松野町	448,451円	伊方町	461,127円	伊方町	494,448円
4	新居浜市	440,834円	伊方町	447,715円	新居浜市	458,857円	東温市	492,909円
5	八幡浜市	436,096円	八幡浜市	446,908円	八幡浜市	454,761円	新居浜市	485,128円
6	松前町	432,713円	大洲市	444,414円	上島町	452,495円	伊予市	470,927円
7	松野町	428,703円	西予市	443,507円	久万高原町	443,942円	大洲市	466,404円
8	西予市	427,865円	伊予市	442,500円	西条市	443,803円	西条市	462,238円
9	伊方町	427,568円	新居浜市	442,161円	大洲市	442,593円	松前町	453,960円
10	上島町	422,666円	東温市	440,228円	東温市	441,331円	上島町	447,010円
11	伊予市	419,416円	西条市	426,721円	松野町	436,173円	松山市	446,058円
12	西条市	416,746円	松前町	423,992円	西予市	431,873円	今治市	441,081円
13	大洲市	416,710円	松山市	418,203円	松山市	430,468円	西予市	436,201円
14	内子町	412,057円	今治市	408,067円	今治市	425,131円	松野町	431,447円
15	松山市	396,769円	上島町	397,818円	愛南町	424,185円	愛南町	430,520円
16	愛南町	392,472円	愛南町	395,425円	松前町	423,346円	内子町	429,097円
17	今治市	389,977円	内子町	391,835円	砥部町	400,506円	砥部町	427,424円
18	砥部町	380,075円	鬼北町	381,755円	内子町	394,787円	八幡浜市	416,374円
19	鬼北町	359,799円	宇和島市	375,195円	宇和島市	388,791円	鬼北町	407,397円
20	宇和島市	353,964円	砥部町	369,588円	鬼北町	375,656円	宇和島市	401,954円
	県平均	416,593円	県平均	423,018円	県平均	434,041円	県平均	452,914円

## (6)県内他市町との保険税額の比較

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
1	八幡浜市	110,107円	八幡浜市	114,733円	八幡浜市	117,255円	八幡浜市	113,978円
2	伊方町	92,788円	伊方町	94,531円	伊方町	90,482円	松前町	99,282円
3	宇和島市	91,274円	宇和島市	89,726円	四国中央市	89,424円	上島町	97,434円
4	四国中央市	89,050円	四国中央市	88,949円	内子町	89,339円	伊方町	93,969円
5	西条市	88,096円	西条市	88,424円	宇和島市	88,058円	内子町	91,747円
6	上島町	87,886円	大洲市	87,572円	松山市	87,254円	宇和島市	91,309円
7	大洲市	85,900円	松山市	86,299円	西条市	87,016円	西条市	91,274円
8	松山市	84,180円	松前町	85,793円	今治市	86,812円	今治市	89,700円
9	東温市	84,122円	上島町	85,486円	大洲市	86,696円	四国中央市	88,973円
10	西予市	83,893円	西予市	85,425円	松前町	86,035円	新居浜市	88,735円
11	今治市	83,758円	伊予市	84,799円	西予市	85,465円	大洲市	87,769円
12	伊予市	82,667円	東温市	83,527円	上島町	83,890円	松山市	87,310円
13	新居浜市	80,068円	今治市	83,306円	伊予市	82,504円	伊予市	84,955円
14	松前町	79,867円	砥部町	80,310円	東温市	82,469円	西予市	84,719円
15	砥部町	79,161円	新居浜市	79,857円	新居浜市	79,928円	東温市	83,314円
16	内子町	75,462円	内子町	77,634円	砥部町	78,459円	砥部町	81,153円
17	鬼北町	73,710円	鬼北町	74,988円	鬼北町	76,273円	久万高原町	78,675円
18	愛南町	71,738円	久万高原町	74,857円	久万高原町	72,840円	鬼北町	76,076円
19	久万高原町	71,658円	愛南町	71,184円	愛南町	71,052円	愛南町	71,701円
20	松野町	64,383円	松野町	68,434円	松野町	70,638円	松野町	70,851円
	県平均	82,988円	県平均	84,292円	県平均	84,594円	県平均	87,646円

本町の国民健康保険税の賦課方式は、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用しています。県の運営方針である3方式の統一を目指す本町においても、そのような状況を踏まえ、賦課方式についても国民健康保険税の適正化と併せて意見を伺うものであります。

## 2.資産割の廃止に向けて

### (1)資産割の状況

県内市町の資産割の賦課状況

区分	賦課方式	採用市町数	採用市町
2方式	所得割+均等割 (応能) (応益)	0市町	該当なし
3方式	所得割+均等割+平等割 (応能) (応益)	9市町	松山市、新居浜市、伊予市、西条市、東温市、松前町、砥部町 久万高原町、四国中央市
4方式	所得割+資産割+均等割+平等割 (応能) (応益)	11市町	今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市 上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

資産割の賦課割合

市町名	医療分	支援金分	介護分	市町名	医療分	支援金分	介護分	市町名	医療分	支援金分	介護分
今治市(27.50%)	17.50%	5.20%	4.80%	上島町(45.00%)	30.00%	8.00%	7.00%	愛南町(42.90%)	29.60%	7.40%	5.90%
宇和島市(40.80%)	27.50%	7.00%	6.30%	内子町(20.90%)	12.80%	4.10%	4.00%				
八幡浜市(12.50%)	7.50%	3.50%	1.50%	伊方町(66.00%)	49.00%	9.00%	8.00%				
大洲市(30.45%)	17.25%	7.50%	5.70%	松野町(26.00%)	17.50%	4.50%	4.00%				
西予市(47.60%)	25.00%	13.00%	9.60%	鬼北町(43.00%)	25.00%	10.00%	8.00%				

県内で2方式を採用している市町はなく、3方式を採用している市町は松山市を始め9市町、4方式を採用している市町は愛南町を始め11市町となっています。

資産割の課題と利点

課題

- ・利益を生まない資産に対して課税される。
- ・固定資産税に応じて賦課するため、二重課税との捉え方が強い。
- ・町外に所有している資産には賦課されないため、公平性が保たれない。
- ・所得がない人でも資産割が賦課され、低所得層の負担となっている。

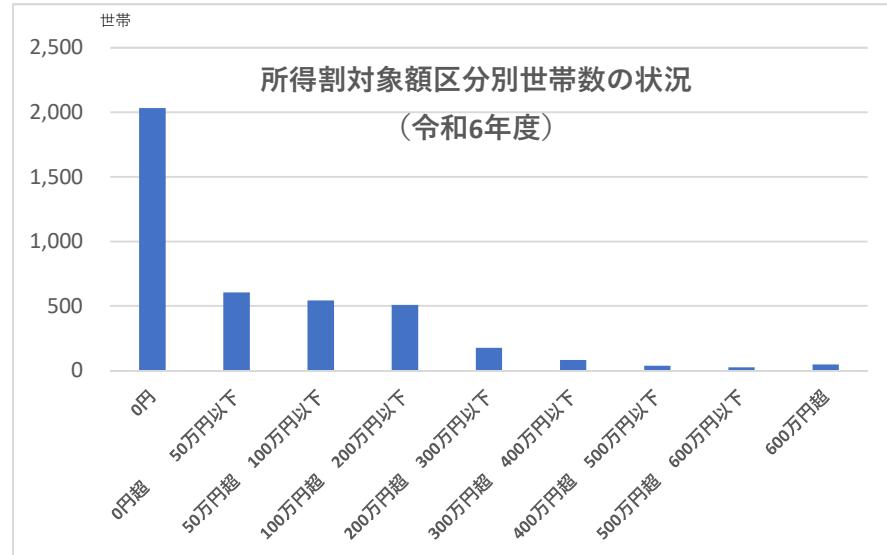
利点

- ・景気の影響に左右されない安定的な財源が確保できる。

## (2)愛南町における令和6年度決算時の賦課状況

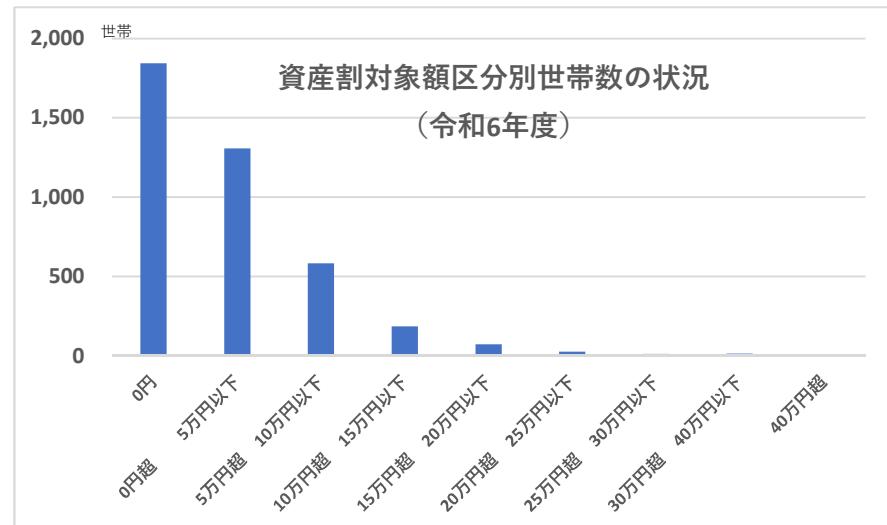
## ①. 所得割対象額区分別世帯数の状況

区分	令和6年度		令和7年度当初賦課時点		
	世帯数	割合	世帯数	割合	
所得割対象額	0円	2,033	50.1%	1,818	50.4%
	0円超 50万円以下	605	14.9%	512	14.2%
	50万円超 100万円以下	543	13.4%	468	13.0%
	100万円超 200万円以下	509	12.5%	441	12.2%
	200万円超 300万円以下	176	4.3%	168	4.7%
	300万円超 400万円以下	83	2.0%	68	1.9%
	400万円超 500万円以下	37	0.9%	53	1.5%
	500万円超 600万円以下	25	0.6%	17	0.5%
	600万円超	48	1.2%	61	1.7%
合 計		4,059		3,606	



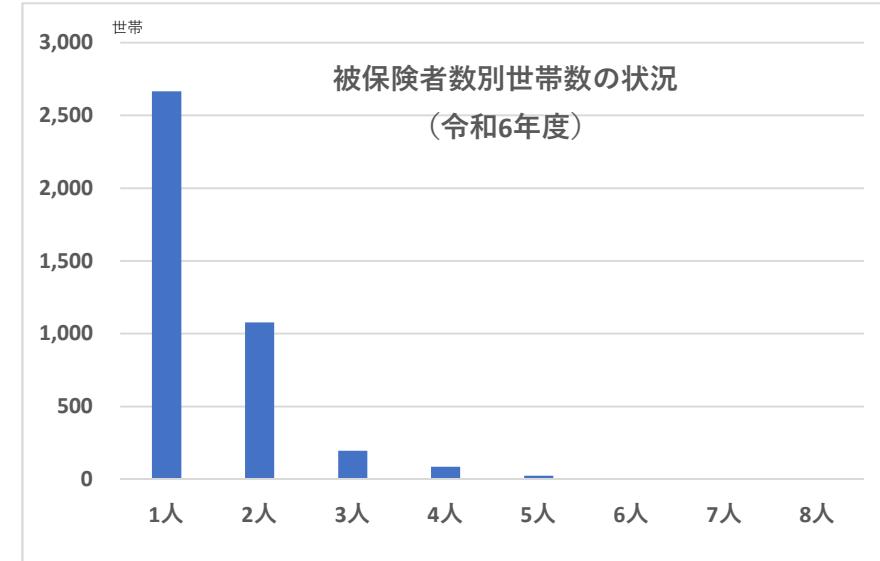
## ②. 資産割対象額区分別世帯数の状況

区分	令和6年度		令和7年度当初賦課時点		
	世帯数	割合	世帯数	割合	
資産割対象額	0円	1,844	45.4%	1,576	43.7%
	0円超 5万円以下	1,308	32.2%	1,183	32.8%
	5万円超 10万円以下	583	14.4%	537	14.9%
	10万円超 15万円以下	187	4.6%	176	4.9%
	15万円超 20万円以下	74	1.8%	75	2.1%
	20万円超 25万円以下	26	0.6%	22	0.6%
	25万円超 30万円以下	12	0.3%	14	0.4%
	30万円超 40万円以下	14	0.3%	12	0.3%
	40万円超	11	0.3%	11	0.3%
合 計		4,059		3,606	



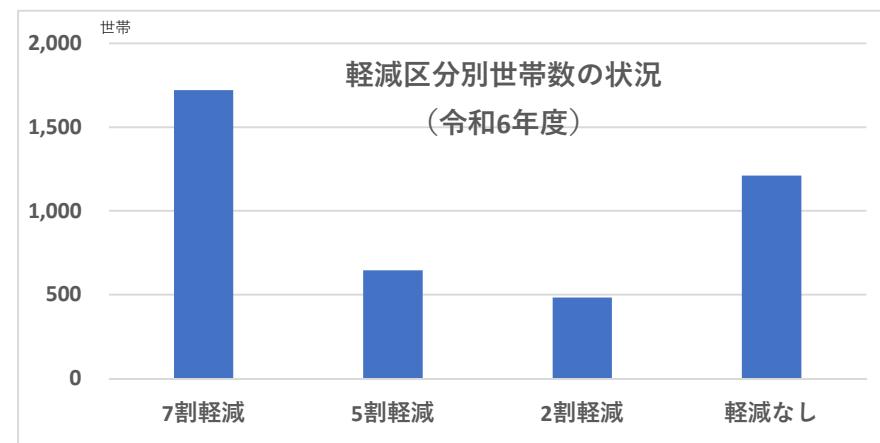
③. 被保険者数別世帯数の状況

区分		令和6年度		令和7年度当初賦課時点	
		世帯数	割合	世帯数	割合
被保険者数	1人	2,665	65.7%	2,381	66.0%
	2人	1,077	26.5%	940	26.1%
	3人	196	4.8%	179	5.0%
	4人	87	2.1%	74	2.1%
	5人	24	0.6%	24	0.7%
	6人	7	0.2%	5	0.1%
	7人	2	0.0%	2	0.1%
	8人	1	0.0%	1	0.0%
	合計	4,059		3,606	



④. 軽減区分別世帯数の状況

区分		令和6年度		令和7年度当初賦課時点	
		世帯数	割合	世帯数	割合
軽減区分	7割軽減	1,721	42.4%	1,491	41.3%
	5割軽減	646	15.9%	540	15.0%
	2割軽減	482	11.9%	447	12.4%
	軽減なし	1,210	29.8%	1,128	31.3%
合計		4,059		3,606	



## (3)国民健康保険特別会計における現行保険税率及び改正(案)一覧表

## 国民健康保険税率改定(案)

区分		R7愛媛県平均	現行	R8改正(案)	現行比較	目指すべき税率 (※1)	(参考)令和7年度 都道府県標準保険税率	
基礎課税額 (医療分)	所得割	8.15%	7.00%	6.90%	△ 0.10	7.20%	6.72%	
	資産割	12.93%	29.60%	14.80%	△ 14.80			
	均等割	24,388円	16,900円	20,900円	4,000円	26,400円	41,174円	
	平等割	22,735円	23,500円	20,000円	△ 3,500円	17,900円		
算定額			297,205,400円	284,586,500円	△ 12,618,900円	287,707,000円	287,960,600円	
応能・応益割合			58.3:41.7	54.8:45.2		50.8:49.2	47.1:52.9	
均等割の割合			52.7%	61.8%		69.5%	100.0	
後期高齢者 支援金等課税額 (支援金分)	所得割	2.81%	2.20%	2.50%	0.30	2.90%	2.79%	
	資産割	3.96%	7.40%	3.70%	△ 3.70			
	均等割	8,508円	5,100円	7,700円	2,600円	11,700円	16,904円	
	平等割	7,434円	6,900円	6,900円		7,300円		
算定額			91,015,900円	101,541,800円	10,525,900円	119,008,500円	118,368,700円	
応能・応益割合			58.9:41.1	54.3:45.7		49.1:50.9	47.4:52.6	
均等割の割合			53.4%	63.3%		71.3%	100.0	
介護納付金課税額 (介護分)	所得割	2.41%	2.10%	2.30%	0.20	2.40%	2.39%	
	資産割	3.24%	5.90%	3.00%	△ 2.90			
	均等割	9,129円	5,700円	8,200円	2,500円	12,500円	17,532円	
	平等割	5,798円	5,400円	6,200円	800円	6,200円		
算定額			32,460,300円	36,076,200円	3,615,900円	39,932,900円	39,617,800円	
応能・応益割合			64.0:36.0	58.9:41.1		51.1:48.9	52.4:47.6	
均等割の割合			55.4%	60.9%		70.3%	100.0	
合計		所得割	13.37%	11.30%	11.70%	0.40	12.40%	11.90%
		資産割	20.13%	42.90%	21.50%	△ 21.40		
		均等割	42,024円	27,700円	36,800円	9,100円	50,600円	75,610円
		平等割	35,966円	35,800円	33,100円	△ 2,700円	31,400円	
算定額			420,681,600円	422,204,500円	1,522,900円	446,648,400円	445,947,100円	
応能・応益割合			58.9:41.1	55.0:45.0		50.4:49.6	47.7:52.3	
均等割の割合			53.0%	62.1%		70.1%	100.0	

(※1) 目指すべき税率とは、愛媛県より示されている都道府県標準保険税率(2方式)により算出した愛南町における必要保険税額(算定額)を、県の運営方針である3方式により確保するための目標税率です。

(4) 現行税率及びR8改正(案)の税率による保険税算定額における世帯ごとの差額の状況 (R7.4.1現在で被保険者資格のある世帯により確認)

保険税増減区分	増減世帯数及び割合	
	R8改正(案)	
△ 350,001円～	0世帯	0.0%
△ 300,001円～△ 350,000円	0世帯	0.0%
△ 250,001円～△ 300,000円	0世帯	0.0%
△ 200,001円～△ 250,000円	0世帯	0.0%
△ 150,001円～△ 200,000円	2世帯	0.1%
△ 100,001円～△ 150,000円	1世帯	0.0%
△ 50,001円～△ 100,000円	20世帯	0.6%
△ 1円～△ 50,000円	1,199世帯	34.2%
0円	31世帯	0.9%
1円～50,000円	2,250世帯	64.2%
50,001円～100,000円	0世帯	0.0%
100,001円～150,000円	0世帯	0.0%
150,001円～200,000円	0世帯	0.0%
200,001円～250,000円	0世帯	0.0%
250,001円～300,000円	0世帯	0.0%
300,001円～350,000円	0世帯	0.0%
350,001円～	0世帯	0.0%
合 計	3,503世帯	100.0%
保険税増加世帯	2,250世帯	
保険税減少世帯	1,222世帯	
保険税増減なし世帯	31世帯	
最も保険税が増となる金額	48,100円	
最も保険税が減となる金額	170,000円	

## (5) 令和7年度 県内市町国民健康保険料(税)率

赤字の数字はR7以降引上げ、青地の数字はR7以降引下げ

保険者名	令和7年度 保険料(税)率																															
	医療分				後期支援分				介護分				合計																			
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)																
松山市	8.50		21,420	20,040	3.20		9,120	7,560	2.70		9,480	5,880	14.40		40,020	33,480																
今治市	8.20	17.50	19,800	25,500	3.20	5.20	7,100	7,400	3.00	4.80	7,600	6,500	14.40	27.50	34,500	39,400																
宇和島市	7.20	27.50	19,700	22,500	2.20	7.00	6,600	7,100	1.67	6.30	7,300	5,100	11.07	40.80	33,600	34,700																
八幡浜市	7.85	7.50	28,100	24,800	2.83	3.50	9,600	8,200	2.22	1.50	10,700	6,100	12.90	12.50	48,400	39,100																
新居浜市	9.70		26,290	17,480	3.50		10,100	6,500	3.40		10,400	4,990	16.60		46,790	28,970																
西条市	6.71		28,840	18,970	2.78		11,730	7,710	2.38		12,200	5,990	11.87		52,770	32,670																
大洲市	8.40	17.25	25,700	24,000	2.49	7.50	8,300	7,800	2.11	5.70	8,900	5,600	13.00	30.45	42,900	37,400																
四国中央市	8.11		33,600	22,800	3.01		12,000	8,100	2.44		12,300	6,300	13.56		57,900	37,200																
伊予市	8.80		26,400	29,300	3.10		9,500	10,500	2.60		9,800	7,400	14.50		45,700	47,200																
上島町	8.20	30.00	23,000	25,000	3.50	8.00	6,100	7,600	2.30	7.00	9,400	7,300	14.00	45.00	38,500	39,900																
東温市	9.50		26,500	18,400	3.00		10,700	6,900	2.80		10,900	5,500	15.30		48,100	30,800																
久万高原町	9.20		25,100	24,400	2.82		9,200	8,000	2.46		10,500	6,200	14.48		44,800	38,600																
松前町	8.40		26,800	19,000	3.00		9,400	6,500	2.90		9,500	4,700	14.30		45,700	30,200																
砥部町	8.50		25,000	20,000	3.20		8,500	7,000	2.70		9,700	5,600	14.40		43,200	32,600																
内子町	8.10	12.80	30,000	20,000	3.00	4.10	10,000	8,000	2.20	4.00	9,200	5,500	13.30	20.90	49,200	33,500																
伊方町	7.50	49.00	26,000	31,000	1.90	9.00	7,200	6,100	1.83	8.00	7,500	5,300	11.23	66.00	40,700	42,400																
西予市	7.80	25.00	20,500	25,000	2.50	13.00	6,500	8,800	2.20	9.60	7,100	7,500	12.50	47.60	34,100	41,300																
鬼北町	7.20	25.00	17,100	19,000	2.50	10.00	7,000	5,400	2.20	8.00	7,400	4,100	11.90	43.00	31,500	28,500																
松野町	8.10	17.50	21,000	24,000	2.30	4.50	6,400	6,600	2.00	4.00	7,000	5,000	12.40	26.00	34,400	35,600																
愛南町(現)	7.00	19	29.60	3	16,900	20	23,500	10	2.20	18	7.40	6	5,100	20	6,900	14	2.10	17	5.90	6	5,700	20	5,400	14	11.30	18	42.90	5	27,700	20	35,800	10
愛南町(案)	6.90	19	14.80	9	20,900	16	20,000	13	2.50	14	3.70	10	7,700	13	6,900	14	2.30	11	3.00	10	8,200	14	6,200	6	11.70	18	21.50	9	36,800	15	33,100	14
県平均	8.15	12.93	24,388	22,735	2.81	3.96	8,508	7,434	2.41	3.24	9,129	5,798	13.37	20.13	42,024	35,966																
都道府県標準保険料率	6.80		24,800	16,500	2.80		10,200	6,800	2.40		10,600	7,000	12.00		45,600	30,300																
市町村標準保険料率	5.95		25,553	16,808	2.89		12,167	8,004	2.47		12,645	6,212	11.31		50,365	31,024																

(6)－1 モデル世帯における改正(案)での年間保険税額及び増減額（40歳代単身世帯）

固定資産税 0円の場合

収入金額 (給与収入ベース)	所得金額	所得割対象額	軽減等	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,080,000	430,000	0	7割	19,000	20,900	1,900	24,600	5,600	
1,265,000	615,000	185,000	5割	52,600	56,500	3,900	64,100	11,500	
1,500,000	850,000	420,000	2割	98,200	105,000	6,800	118,100	19,900	
2,260,000	1,502,000	1,072,000	無	184,600	195,300	10,700	216,000	31,400	
2,972,000	2,000,400	1,570,400	無	240,900	253,600	12,700	278,300	37,400	
4,300,000	3,000,000	2,570,000	無	353,900	370,500	16,600	403,200	49,300	
5,552,000	4,001,600	3,571,600	無	467,000	487,700	20,700	528,400	61,400	
6,777,000	4,999,300	4,569,300	無	579,800	604,500	24,700	653,100	73,300	
7,888,000	5,999,200	5,569,200	無	692,800	721,400	28,600	778,100	85,300	
8,950,000	7,000,000	6,570,000	無	805,900	838,500	32,600	903,200	97,300	

限度額に到達する所得金額 11,703,000 10,246,000 8,494,000

限度額に到達する所得割対象額 11,273,000 9,816,000 8,064,000

固定資産税 60,000円の場合

収入金額 (給与収入ベース)	所得金額	所得割対象額	軽減等	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,080,000	430,000	0	7割	44,700	33,800	△ 10,900	24,600	△ 20,100	
1,265,000	615,000	185,000	5割	78,300	69,400	△ 8,900	64,100	△ 14,200	
1,500,000	850,000	420,000	2割	124,000	117,900	△ 6,100	118,100	△ 5,900	
2,260,000	1,502,000	1,072,000	無	210,300	208,200	△ 2,100	216,000	5,700	
2,972,000	2,000,400	1,570,400	無	266,600	266,500	△ 100	278,300	11,700	
4,300,000	3,000,000	2,570,000	無	379,600	383,400	3,800	403,200	23,600	
5,552,000	4,001,600	3,571,600	無	492,800	500,600	7,800	528,400	35,600	
6,777,000	4,999,300	4,569,300	無	605,500	617,400	11,900	653,100	47,600	
7,888,000	5,999,200	5,569,200	無	718,500	734,300	15,800	778,100	59,600	
8,950,000	7,000,000	6,570,000	無	831,600	851,400	19,800	903,200	71,600	

限度額に到達する所得金額 11,501,000 10,158,000 8,494,000

限度額に到達する所得割対象額 11,071,000 9,728,000 8,064,000

(6)－2 モデル世帯における改正(案)での年間保険税額及び増減額（40歳代夫婦と子ども(小学生以上)1人の世帯)  
 ※妻が給与所得者等に該当(給与収入1,080,000円で算定)

固定資産税 0円の場合

収入金額 (給与収入ベース)	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,730,000	430,000	0	7割	33,900	40,500	6,600	51,200	17,300	
2,485,000	1,185,000	325,000	5割	93,300	105,600	12,300	125,900	32,600	
3,427,000	1,992,900	1,132,900	2割	218,500	240,700	22,200	278,100	59,600	
3,673,000	2,165,100	1,305,100	2割	238,000	260,900	22,900	299,600	61,600	
4,844,000	3,001,200	2,141,200	無	355,100	385,800	30,700	438,300	83,200	
6,096,000	4,002,800	3,142,800	無	468,300	503,000	34,700	563,500	95,200	
7,345,000	5,002,000	4,142,000	無	581,200	619,900	38,700	688,400	107,200	
8,491,111	6,000,000	5,140,000	無	694,000	736,600	42,600	813,100	119,100	
9,600,000	7,000,000	6,140,000	無	807,000	853,600	46,600	938,200	131,200	

限度額に到達する所得金額 11,240,000 9,630,000 7,785,000

限度額に到達する所得割対象額 10,810,000 9,200,000 7,355,000

固定資産税 60,000円の場合

収入金額 (給与収入ベース)	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,730,000	430,000	0	7割	59,700	53,400	△ 6,300	51,200	△ 8,500	
2,485,000	1,185,000	325,000	5割	119,000	118,500	△ 500	125,900	6,900	
3,427,000	1,992,900	1,132,900	2割	244,300	253,600	9,300	278,100	33,800	
3,673,000	2,165,100	1,305,100	2割	263,700	273,800	10,100	299,600	35,900	
4,844,000	3,001,200	2,141,200	無	380,800	398,700	17,900	438,300	57,500	
6,096,000	4,002,800	3,142,800	無	494,000	515,900	21,900	563,500	69,500	
7,345,000	5,002,000	4,142,000	無	606,900	632,800	25,900	688,400	81,500	
8,491,111	6,000,000	5,140,000	無	719,700	749,500	29,800	813,100	93,400	
9,600,000	7,000,000	6,140,000	無	832,700	866,500	33,800	938,200	105,500	

限度額に到達する所得金額 11,038,000 9,542,000 7,785,000

限度額に到達する所得割対象額 10,608,000 9,112,000 7,355,000

(6)－3 モデル世帯における改正(案)での年間保険税額及び増減額 (40歳代夫婦と子ども(小学生以上)2人の世帯の場合)  
※妻が給与所得者等に該当(給与収入1,080,000円で算定)

固定資産税 0円の場合

収入金額 (給与収入ベース)	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,730,000	430,000	0	7割	40,500	49,100	8,600	62,600	22,100	
2,770,000	1,470,000	610,000	5割	136,500	153,300	16,800	180,600	44,100	
4,168,000	2,511,600	1,651,600	2割	294,700	324,300	29,600	373,400	78,700	
4,844,000	3,001,200	2,141,200	無	377,100	414,400	37,300	476,400	99,300	
6,096,000	4,002,800	3,142,800	無	490,300	531,600	41,300	601,600	111,300	
7,345,000	5,002,000	4,142,000	無	603,200	648,500	45,300	726,500	123,300	
8,491,111	6,000,000	5,140,000	無	716,000	765,200	49,200	851,200	135,200	
9,600,000	7,000,000	6,140,000	無	829,000	882,200	53,200	976,300	147,300	

限度額に到達する所得金額 11,008,000 9,322,000 7,480,000

限度額に到達する所得割対象額 10,578,000 8,892,000 7,050,000

固定資産税 60,000円の場合

収入金額 (給与収入ベース)	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,730,000	430,000	0	7割	66,300	62,000	△ 4,300	62,600	△ 3,700	
2,770,000	1,470,000	610,000	5割	162,200	166,200	4,000	180,600	18,400	
4,168,000	2,511,600	1,651,600	2割	320,500	337,200	16,700	373,400	52,900	
4,844,000	3,001,200	2,141,200	無	402,800	427,300	24,500	476,400	73,600	
6,096,000	4,002,800	3,142,800	無	516,000	544,500	28,500	601,600	85,600	
7,345,000	5,002,000	4,142,000	無	628,900	661,400	32,500	726,500	97,600	
8,491,111	6,000,000	5,140,000	無	741,700	778,100	36,400	851,200	109,500	
9,600,000	7,000,000	6,140,000	無	854,700	895,100	40,400	976,300	121,600	

限度額に到達する所得金額 10,806,000 9,234,000 7,480,000

限度額に到達する所得割対象額 10,376,000 8,804,000 7,050,000

## (6)－4 モデル世帯における改正(案)での年間保険税額及び増減額（65歳以上単身世帯 年金収入のみ）

## 固定資産税 0円の場合

収入金額 (年金収入)	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,530,000	430,000	0	7割	15,700	16,600	900	18,900		3,200
1,680,000	580,000	150,000	7割	29,500	30,700	1,200	34,100		4,600
1,965,000	865,000	435,000	5割	66,200	68,600	2,400	75,500		9,300
2,200,000	1,100,000	670,000	2割	103,500	107,300	3,800	118,300		14,800
3,100,000	2,000,000	1,570,000	無	196,800	203,000	6,200	221,800		25,000
4,335,294	3,000,000	2,570,000	無	288,800	297,000	8,200	322,800		34,000
5,511,765	4,000,000	3,570,000	無	380,800	391,000	10,200	423,800		43,000

## 固定資産税 60,000円の場合

収入金額 (年金収入)	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	保険税額
1,530,000	430,000	0	7割	37,900	27,700	△ 10,200	18,900		△ 19,000
1,680,000	580,000	150,000	7割	51,700	41,800	△ 9,900	34,100		△ 17,600
1,965,000	865,000	435,000	5割	88,400	79,700	△ 8,700	75,500		△ 12,900
2,200,000	1,100,000	670,000	2割	125,700	118,400	△ 7,300	118,300		△ 7,400
3,100,000	2,000,000	1,570,000	無	219,000	214,100	△ 4,900	221,800		2,800
4,335,294	3,000,000	2,570,000	無	311,000	308,100	△ 2,900	322,800		11,800
5,511,765	4,000,000	3,570,000	無	403,000	402,100	△ 900	423,800		20,800

(6)－5 モデル世帯における改正(案)での年間保険税額及び増減額 (65歳以上夫婦2人世帯 年金収入のみ)  
 ※妻の年金収入は900,000円で算定

固定資産税 0円の場合

収入金額 (年金収入(世帯))	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	
2,430,000	430,000	0	7割	22,300	25,200	2,900	30,400	8,100	
2,580,000	580,000	150,000	7割	36,100	39,300	3,200	45,500	9,400	
3,150,000	1,150,000	720,000	5割	103,400	109,700	6,300	123,400	20,000	
3,620,000	1,620,000	1,190,000	2割	169,000	179,100	10,100	201,300	32,300	
4,000,000	2,000,000	1,570,000	無	218,800	231,600	12,800	259,900	41,100	
5,235,294	3,000,000	2,570,000	無	310,800	325,600	14,800	360,900	50,100	
6,411,765	4,000,000	3,570,000	無	402,800	419,600	16,800	461,900	59,100	

固定資産税 60,000円の場合

収入金額 (年金収入(世帯))	所得金額	所得割対象額	軽減	現行		R8改正(案)		目指すべき税率(※1)	
				保険税額	保険税額	現行比較	保険税額	現行比較	
2,430,000	430,000	0	7割	44,500	36,300	△ 8,200	30,400	△ 14,100	
2,580,000	580,000	150,000	7割	58,300	50,400	△ 7,900	45,500	△ 12,800	
3,150,000	1,150,000	720,000	5割	125,600	120,800	△ 4,800	123,400	△ 2,200	
3,620,000	1,620,000	1,190,000	2割	191,200	190,200	△ 1,000	201,300	10,100	
4,000,000	2,000,000	1,570,000	無	241,000	242,700	1,700	259,900	18,900	
5,235,294	3,000,000	2,570,000	無	333,000	336,700	3,700	360,900	27,900	
6,411,765	4,000,000	3,570,000	無	425,000	430,700	5,700	461,900	36,900	

## 資料3

### 4. 今後のスケジュール(案)

日程	運営協議会	その他	内容
7月	第1回	—	・令和6年度国民健康保険特別会計決算について ・令和7年度国民健康保険特別会計予算について ・愛南町国民健康保険税の適正化について
9月	—	理事者協議	税率改定シミュレーション(案)について
10月	第2回	—	諮詢:愛南町国民健康保険税の適正化について ・税率改定シミュレーション(案)について協議(モデルケース)
12月	第3回	—	・税率改定(案)について(税率改定(案)により決定)
	—	答申	答申:愛南町国民健康保険税の適正化について
2月	—	議員全員協議会	・議員全員協議会で税率改定について
3月	—	定例議会	3月定例議会に上程

## 令和6年度各市町財政状況

(金額:円 率:%)

市町	歳入金額	法定外繰入額	①法定外繰入率	歳出金額	繰越額	②年度末基金保有額	③歳出に対する保有率
松山市	53,965,686,936	358,865,000	0.66	51,120,817,606	2,844,869,330	2,046,813	0.00
今治市	16,666,756,655	0	0.00	16,355,091,222	311,665,433	133,716	0.00
宇和島市	9,234,086,386	0	0.00	8,746,633,975	487,452,411	794,354,414	9.08
八幡浜市	4,360,875,358	11,979,036	0.27	4,323,716,665	27,653,513	50,072,712	1.16
新居浜市	10,769,951,884	54,616,690	0.51	10,769,951,884	0	537,780	0.00
西条市	12,033,041,146	0	0.00	11,906,262,431	126,778,715	230,072,530	1.93
大洲市	5,030,382,806	0	0.00	4,816,759,630	213,623,176	0	0.00
伊予市	4,151,802,813	0	0.00	4,108,720,706	43,081,000	209,620,526	5.10
四国中央市	8,318,145,234	0	0.00	8,121,529,829	196,615,405	120,221,000	1.48
西予市	4,425,132,000	0	0.00	4,424,275,000	857,000	454,185,000	10.27
東温市	3,718,818,515	0	0.00	3,533,603,281	185,215,234	150,189,160	4.25
上島町	739,107,052	1,540,179	0.21	727,711,521	12,935,710	5,603,800	0.77
久万高原町	1,028,869,490	0	0.00	1,017,816,002	11,053,488	147,798,974	14.52
松前町	3,186,699,000	0	0.00	3,074,255,000	112,444,000	52,063,000	1.69
砥部町	2,430,913,013	0	0.00	2,207,355,087	223,557,926	0	0.00
内子町	1,696,491,314	0	0.00	1,680,918,386	15,572,923	54,448,765	3.24
伊方町	1,362,832,185	4,555,651	0.33	1,361,764,808	67,377	181,573,027	13.33
松野町	508,701,585	0	0.00	497,482,563	11,219,022	169,003,502	33.97
鬼北町	1,122,620,676	0	0.00	1,122,595,876	27,800	282,523,029	25.17
愛南町	2,926,849,537	91,118,000	3.11	2,901,059,729	25,789,808	148,560,412	5.12

## 【愛南町】

①歳入に対する法定外繰入率	3.11%(1位)
②基金保有額	148,560,412円(上から9位)
③歳出に対する基金保有率	5.12%(上から6位)

○令和5年度(令和6年3月22日)に赤字削減・解消計画を、提出しており、令和6年度から、令和11年度で赤字解消する計画を提出しています。

## 赤字計画提出市町【新居浜市・愛南町】

これは、赤字が生じた年度(R4)の翌々年度(R6)までに、予算ベースで赤字解消が見込まれない市町村が対象です。

令和7年度については、保険税の增收も見込まれ、納付金も減額になっているため、現在のところ黒字になる見込みです。

令和7年度決算で解消された場合は、令和8年度に「赤字削減・解消変更計画書」を提出し、以後計画書の提出はありません。(愛媛県医療保険課より)